

# 小山市空き家バンク制度Q&A

よくあるご質問をQ&A形式でまとめました。

空き家を買いたい・借りたい人	
Q1	空き家バンクとは、どんな制度ですか。
A	小山市内の空き家を売却・賃貸したい所有者が空き家バンクに登録し、その空き家を購入・賃借したい方の申し込みを受け、所有者や仲介者を紹介する制度です。空き家を有効活用し、小山市への移住・定住を促進することを目的としています。
Q2	登録に費用はかかりますか。
A	空き家バンクへの物件登録・利用者登録には、費用はかかりません。仲介業者への仲介手数料等が必要となります。
Q3	空き家の情報は、どこで見られますか。
A	市ホームページ「小山市空き家バンク」で閲覧できます。市役所別館2階「建築指導課・空家対策室」でも閲覧できます。
Q4	空き家バンクを利用すると、補助などはありますか？
A	空き家バンクに登録した物件のリフォーム工事、家財道具の処分に対して補助金を交付しています。
Q5	空き家の情報は、どこまで公開されますか？
A	賃貸又は売却の別、写真、住所（大字まで）、希望価格、物件の概要、設備状況、主要施設までの距離及び間取り図を公開します。
Q6	空き家バンクの登録は、賃貸か売買のどちらか一方ですか？
A	「賃貸」、「売買」、又は「賃貸と売買の両方」で登録されています。
Q7	空き家バンクの登録期間は、何年ですか。
A	登録期間は2年です。再登録も可能です。
Q8	空き家バンク利用者の対象は、どのような人ですか？
A	小山市に移住・定住を希望する人が対象となります。必要書類を提出後、審査を経て利用登録を決定します。※小山市在住の方の利用も可能です。
Q9	空き家の外観を見たいので、物件の所在地を教えてくださいませんか？
A	空き家の所在地は、所有者の方の個人情報となりますので、利用者登録の前にお教えすることはできません。空き家バンク利用者登録をして頂いた後にお教えできます。
Q10	小山市外に住んでいますが、補助はありますか？
A	本市以外にお住まいの方で、市内に自ら居住するための住宅を新築または購入し、本市に定住した勤労者等に対する補助制度があります。空き家バンク登録物件を購入した場合、補助金の加算があります。詳しくは、お問い合わせください。 (小山市転入勤労者等住宅取得支援補助金：工業振興課 電話22-9399)